



鳥取県公報

平成 24 年 3 月 23 日 (金)
号外第 21 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 (29) (会計指導課) 5
	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (30) (〃) 11
	鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例 (31) (警察本部警務課) 16
	鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例 (32) (警察本部運転免許課) 17

==== 公布された条例のあらまし ====

◇貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県内における医師の確保を目的とする医師養成確保奨学金の借受者に対し、医師としての実務経験の期間を確保するため、当該奨学金の返還に係る債務の免除の条件を改めるとともに、県内における看護教員の確保を図るため、看護職員修学資金の返還に係る債務の免除の条件及び看護職員奨学金の返還に係る債務の免除の範囲を拡大する。

2 条例の概要

- (1) 医師養成確保奨学金の返還に係る債務が免除される要件（県内の病院等で奨学金の貸付けを受けた期間の1.5倍の期間医師の業務に従事すること。）の達成期限を、臨床研修を修了した日から起算して奨学金の貸付けを受けた期間の1.5倍の期間に3年を加えた期間に延長する。
- (2) 看護職員養成施設で看護教員の業務に引き続き5年間従事したときを、看護職員修学資金の返還に係る債務の全部を免除する要件に加える。
- (3) 看護職員養成施設で看護教員の業務に引き続き6年間従事したときの看護職員奨学金の返還に係る債務の免除の範囲を、債務の全部（現行 債務の2分の1）とする。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、平成24年4月1日とし、同日以後の免除について適用する。

◇鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題作成事務に要する経費が見直されたため、当該事務に係る手数料の額を引き下げる。
- (2) 介護保険法の一部改正により、介護サービス情報の公表制度について調査義務が廃止され、報告内容の公表に改められたことに伴い、当該調査事務及び調査結果等の公表事務に係る手数料を廃止する。
- (3) 関西広域連合へ通訳案内士登録事務を移管することに伴い、当該事務に係る手数料を廃止する。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり手数料の額を引き下げる。

事務の区分	単位	改正前	改正後
介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題作成事務	1件につき	1,000円	700円

- (2) 次に掲げる事務に係る手数料を廃止する。
 - ア 介護サービス情報の調査
 - イ 介護サービス情報及びその調査結果の公表
 - ウ 通訳案内士の登録
 - エ 通訳案内士の登録事項の訂正又は通訳案内士登録証の再交付
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県警察職員定員条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 警察法施行令の一部が改正され、警察官の定員の基準が変更されることに伴い、警察官の定員の増員その他所要の改正を行う。
- (2) 職員の定員の外に置くことができる者に海外随伴休暇を取得している者を追加する。

2 条例の概要

- (1) 警察官の定員を1,200人（現行 1,193人）とする。

- (2) 階級別定員のうち警部補・巡査部長の定員を663人（現行 659人）とし、巡査の定員を348人（現行 345人）とする。
- (3) 職員の定員の外に置くことができる者に海外随伴休暇を取得している者を加える。
- (4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間の警察官の階級別定員のうち警部1人を警視1人に改める。
- (5) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県警察手数料条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 運転経歴証明書を亡失等した者に対し証明書を再交付することに伴い、当該事務について新たに手数料を徴収する。
- (2) 道路交通法施行令の一部が改正され、運転免許に係る手数料の標準とすべき額が見直されたことに伴い、これらの事務に係る手数料の額を見直す。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。

区 分	金 額
運転経歴証明書の再交付	1件につき1,000円

- (2) 次のとおり手数料の額を改める。

区 分	金 額	
	現 行	改 正 後
運転免許試験	免許の種類等に応じ 1,650円～8,650円	免許の種類等に応じ 1,500円～7,700円
運転技能検査	免許の種類等に応じ 3,950円～7,650円	免許の種類等に応じ 3,850円～6,950円
運転することができる自動車等の種類の限定の解除のための審査	使用する自動車に応じ 1,700円又は3,350円	使用する自動車に応じ 1,550円又は3,100円
運転免許証の交付	免許の種類等に応じ 1,200円又は2,100円	免許の種類等に応じ 1,100円又は2,050円
運転免許証の再交付	免許の種類に応じ 1,200円又は3,650円	免許の種類に応じ 1,100円又は3,600円
技能検定員に係る審査	免許の種類等に応じ 700円～24,700円	免許の種類等に応じ 700円～23,500円
教習指導員に係る審査	免許の種類等に応じ 750円～15,650円	免許の種類等に応じ 700円～15,000円
運転技能の再試験	免許の種類等に応じ 1,150円～3,550円	免許の種類等に応じ 1,000円～3,250円
運転免許証の更新	1件につき 2,550円	1件につき 2,500円
免許証の更新の申請の経由	1件につき 600円	1件につき 550円
国外運転免許証の交付	1件につき 2,650円	1件につき 2,400円
免許の取消し等を受けた者に対する講習	ア 1時間につき 750円～4,200円 イ 1件につき	ア 1時間につき 650円～4,150円 イ 1件につき

	700円～13,400円	600円～13,350円
--	--------------	--------------

(3) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

条 例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第29号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

改 正 後				改 正 前			
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>				<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>			
貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲		貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲	
略				略			
看護職員修学資金	県内における看護職員（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第2条、第3条、第5条又は第6条に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この項において同じ。）の確保及び質の向上に資するため、看護職員養成施設（法第19条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した保健師養成所、法第20条	1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間。以下この号及び次号において同じ。）以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設）を卒業した日から1年以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、当該免	略	看護職員修学資金	県内における看護職員（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第2条、第3条、第5条又は第6条に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この項において同じ。）の確保及び質の向上に資するため、看護職員養成施設（法第19条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した保健師養成所、法第20条	1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間。以下この号及び次号において同じ。）以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設）を卒業した日から1年以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、当該免	略

<p>第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した助産師養成所、法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した看護師養成所又は法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護師養成所をいう。以下同じ。)に在学する者又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p>許取得後直ちに県内の次に掲げる施設において看護職員の業務(トに掲げる施設にあつては、保健師の業務に限る。)又は看護教員(看護職員養成施設において看護学分野の科目を担当し、専ら学生又は生徒の指導又は教育に従事する者をいう。以下同じ。)の業務に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき。 イ〜リ 略 ヌ <u>看護職員養成施設</u></p>	<p>2 大学院の修士課程(大学院の修士課程を修了し、1年以内に大学院の博士課程に進学した場合は、当該大学院の博士課程)を修了した日から1年以内に県内の次に掲げる施設において看護職員の業務(ニに掲げる施設にあつては、保健師の業務に限る。)又は看護教員の業務に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき。 イ〜ハ 略 ト <u>看護職員養成施設</u></p>	<p>2 大学院の修士課程(大学院の修士課程を修了し、1年以内に大学院の博士課程に進学した場合は、当該大学院の博士課程)を修了した日から1年以内に県内の次に掲げる施設において看護職員の業務(ニに掲げる施設にあつては、保健師の業務に限る。)に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき。 イ〜ハ 略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した助産師養成所、法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した看護師養成所又は法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護師養成所をいう。以下同じ。)に在学する者又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p>許取得後直ちに県内の次に掲げる施設において看護職員の業務(トに掲げる施設にあつては、保健師の業務に限る。)に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき。 イ〜リ 略</p>	<p>2 大学院の修士課程(大学院の修士課程を修了し、1年以内に大学院の博士課程に進学した場合は、当該大学院の博士課程)を修了した日から1年以内に県内の次に掲げる施設において看護職員の業務(ニに掲げる施設にあつては、保健師の業務に限る。)に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき。 イ〜ハ 略</p>	<p>2 大学院の修士課程(大学院の修士課程を修了し、1年以内に大学院の博士課程に進学した場合は、当該大学院の博士課程)を修了した日から1年以内に県内の次に掲げる施設において看護職員の業務(ニに掲げる施設にあつては、保健師の業務に限る。)に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき。 イ〜ハ 略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>
--	--	--	---	----------	----------	--	---	---	---	----------	----------

看護職員奨学金	県内における看護職員（法第3条又は第5条に規定する助産師又は看護師をいう。以下この項において同じ。）の確保を図るため、国立大学法人鳥取大学（以下「鳥取大学」という。）において看護学を専攻する者（地域枠推薦入学又は看護職員確保のために設けられた特別の入学枠により入学した者に限る。）で、将来県内の病院又は診療所において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	1	鳥取大学を卒業した日から2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事その都度定める期間。以下この号及び第3号において同じ。）以内に助産師免許又は看護師免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに県内の次に掲げる施設において常勤の看護職員（病院又は診療所において定める看護職員の勤務時間の全てを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する看護職員をいう。以下同じ。）又は常勤の看護教員の業務に従事し、当該施設において引き続き6年間その業務に従事したとき。	債務の全部（第1号ロ及びトの場合にあっては、債務の2分の1）	看護職員奨学金	県内における看護職員（法第3条又は第5条に規定する助産師又は看護師をいう。以下この項において同じ。）の確保を図るため、国立大学法人鳥取大学（以下「鳥取大学」という。）において看護学を専攻する者（地域枠推薦入学又は看護職員確保のために設けられた特別の入学枠により入学した者に限る。）で、将来県内の病院又は診療所において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	1	鳥取大学を卒業した日から2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事その都度定める期間。以下この号及び第3号において同じ。）以内に助産師免許又は看護師免許を取得し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する看護職員をいう。以下同じ。）又は常勤の看護教員（ <u>看護職員養成施設に常勤職員として採用された者で、看護学分野の科目を担当し、専ら学生又は生徒の指導又は教育に従事するものをいう。以下同じ。</u> ）の業務に従事し、当該施設において引き続き6年間その業務に従事したとき。	債務の全部（第1号ロ及びトの場合にあっては、債務の2分の1）
		イ～ト 略	略	略					
略					略				
医師	県内における医師の確保を図るため、	1	大学を卒業した日の属する年度の	略	医師	県内における医師の確保を図るため、	1	大学を卒業した日の属する年度の	略

<p>養成確保奨学金</p>	<p>大学（学校教育法第1条に規定する大学をいい、学校法人自治医科大学を除く。以下この項において同じ。）において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所（以下「指定病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p>翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得した後、直ちに医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下単に「臨床研修」という。）を受け、当該研修を修了した日から起算して医師養成確保奨学金（以下この項において「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（鳥取大学において医学を履修する課程に地域枠推薦入学により入学した者（以下この項において「地域枠入学者」という。）以外の者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の<u>1.5倍に相当する期間に3年を加えた期間</u>（当該期間が9年を超える場合にあつては、9年）とし、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都</p>		<p>養成確保奨学金</p> <p>大学（学校教育法第1条に規定する大学をいい、学校法人自治医科大学を除く。以下この項において同じ。）において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所（以下「指定病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p>翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得した後、直ちに医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下単に「臨床研修」という。）を受け、当該研修を修了した日から起算して医師養成確保奨学金（以下この項において「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（鳥取大学において医学を履修する課程に地域枠推薦入学により入学した者（以下この項において「地域枠入学者」という。）以外の者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の<u>2倍に相当する期間</u>（当該期間が9年を超える場合にあつては、9年）とし、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）内に、</p>	
----------------	---	--	--	--	---	--

		<p>度定める期間とする。)内に、指定病院等において常勤医師(当該指定病院等において定める医師の勤務時間の全てを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。以下同じ。)としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間(地域枠入学者以外の者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間(当該期間が6年を超える場合にあっては、6年)以上通算して従事したとき。</p>			<p>指定病院等において常勤医師(当該病院等において定める医師の勤務時間の全てを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。以下同じ。)としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間(地域枠入学者以外の者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間(当該期間が6年を超える場合にあっては、6年)以上通算して従事したとき。</p>	
		<p>2 前号に規定する業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。</p>			<p>2 前号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。</p>	
略	略	略		略	略	
備考 略			備考 略			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に新条例本則の表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合の債務の免除について適用する。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第30号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前						
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務（試験の問題の作成及び合格の基準の設定に関する事務に限る。次項第2号において「試験問題作成事務」という。） 1件につき <u>700円</u></p> <p>イ 略</p> <p>(11の2)～(13の2) 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務（試験の問題の作成及び合格の基準の設定に関する事務に限る。次項第2号において「試験問題作成事務」という。） 1件につき <u>1,000円</u></p> <p>イ 略</p> <p>(11の2)～(13の2) 略</p> <p><u>(13の3) 介護保険法第115条の35第2項の規定に基づく介護サービス情報の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 2px;">1 介護保険法第115条の35第1項の規定に基づき厚生労働省令で定めるサービス（以下この号において「介護サービス」という。）のうち、訪問介護、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護</td> <td style="width: 30%; text-align: center; padding: 2px;">1件につき21,600円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">2 介護サービスのうち、訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1件につき21,600円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">3 介護サービスのうち、</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1件につき21,600円</td> </tr> </table>	1 介護保険法第115条の35第1項の規定に基づき厚生労働省令で定めるサービス（以下この号において「介護サービス」という。）のうち、訪問介護、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護	1件につき21,600円	2 介護サービスのうち、訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護	1件につき21,600円	3 介護サービスのうち、	1件につき21,600円
1 介護保険法第115条の35第1項の規定に基づき厚生労働省令で定めるサービス（以下この号において「介護サービス」という。）のうち、訪問介護、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護	1件につき21,600円						
2 介護サービスのうち、訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護	1件につき21,600円						
3 介護サービスのうち、	1件につき21,600円						

	訪問看護若しくは介護予防訪問看護又はこれらの介護サービスと一体的に行われる指定療養通所介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第105条の2に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。）	円
4	介護サービスのうち、訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション	1件につき21,600円
5	介護サービスのうち、通所介護（訪問看護若しくは介護予防訪問看護又は通所リハビリテーション若しくは介護予防通所リハビリテーションと一体的に行われる指定療養通所介護を除く。）、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護	1件につき21,500円
6	介護サービスのうち、通所リハビリテーション若しくは介護予防通所リハビリテーション又はこれらの介護サービスと一体的に行われる指定療養通所介護	1件につき21,500円
7	介護サービスのうち、特定施設入居者生活介護（有料老人ホームに係るものに限る。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホームに係るものに限る。）又は介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホームに係るものに限る。）	1件につき27,600円
8	介護サービスのうち、	1件につき27,600円

	特定施設入居者生活介護 （軽費老人ホームに係るものに限る。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホームに係るものに限る。）又は介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホームに係るものに限る。）	円
9	介護サービスのうち、特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅に係るものに限る。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅に係るものに限る。）又は介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅に係るものに限る。）	1件につき27,600円
10	介護サービスのうち、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与又は特定介護予防福祉用具販売	1件につき19,500円
11	介護サービスのうち、小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護	1件につき22,200円
12	介護サービスのうち、認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護	1件につき22,200円
13	介護サービスのうち、居宅介護支援	1件につき18,200円
14	介護サービスのうち、短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護	1件につき29,700円
15	介護サービスのうち、短期入所療養介護（介護老人保健施設に係るもの	1件につき29,700円

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="850 185 1166 387">に限る。)、介護保健施設サービス又は介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設に係るものに限る。)</td> <td data-bbox="1166 185 1386 387"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="850 387 1166 716">16 介護サービスのうち、短期入所療養介護(介護老人保健施設に係るものを除く。)、介護療養施設サービス又は介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設に係るものを除く。)</td> <td data-bbox="1166 387 1386 716">1件につき29,700円</td> </tr> </table>	に限る。)、介護保健施設サービス又は介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設に係るものに限る。)		16 介護サービスのうち、短期入所療養介護(介護老人保健施設に係るものを除く。)、介護療養施設サービス又は介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設に係るものを除く。)	1件につき29,700円
に限る。)、介護保健施設サービス又は介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設に係るものに限る。)					
16 介護サービスのうち、短期入所療養介護(介護老人保健施設に係るものを除く。)、介護療養施設サービス又は介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設に係るものを除く。)	1件につき29,700円				
<p>(13の3) 略</p> <p>(14)～(191) 略</p> <p>(192)及び(193) 削除</p> <p>(194)～(328) 略</p> <p>2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(13の4) <u>介護保険法第115条の35第3項の規定に基づく介護サービス情報及びその調査結果の公表</u> 1件につき9,500円</p> <p>(13の5) 略</p> <p>(14)～(191) 略</p> <p>(192) <u>通訳案内士法(昭和24年法律第210号)第18条の規定に基づく通訳案内士の登録</u> 1件につき5,100円</p> <p>(193) <u>通訳案内士法第23条第2項の規定に基づく登録事項の訂正又は同法第24条の規定に基づく通訳案内士登録証の再交付</u> 1件につき4,000円</p>				
<p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p>	<p>(194)～(328) 略</p> <p>2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>介護保険法第115条の36第1項の規定により知事の指定する者に介護サービス情報の調査の実施に関する事務を行わせる場合における前項第13号の3の手数料</u> <u>介護サービス情報の調査の実施に関する事務を行う者</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p>				

(15) 略

(16) 略

(17) 略

(16) 略

(17) 略

(18) 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第31号

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例（昭和32年鳥取県条例第14号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>(定員)</p> <p>第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 警察官 <u>1,200人</u></p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 警部補・巡査部長 <u>663人</u></p> <p>エ 巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。） <u>348人</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 職員で休職中の者、自己啓発等休業をしている者、育児休業をしている者、<u>海外随伴休暇を取得している者</u>、警察本部長が定める長期にわたる研修に派遣している者及び鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）第3条第1号に規定する派遣職員である者については、前項の規定にかかわらず、同項に定める定員の外に置くことができる。</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 略</p> <p>6 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、第2条第1項第1号及び附則第4項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる警察官について、同号に定める定員に同表の右欄に定める員数を加えて置くことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">警視</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">1人</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	警視	1人	略		<p>(定員)</p> <p>第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 警察官 <u>1,193人</u></p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 警部補・巡査部長 <u>659人</u></p> <p>エ 巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。） <u>345人</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 職員で休職中の者、自己啓発等休業をしている者、育児休業をしている者、警察本部長が定める長期にわたる研修に派遣している者及び鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）第3条第1号に規定する派遣職員である者については、前項の規定にかかわらず、同項に定める定員の外に置くことができる。</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 略</p> <p>6 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、第2条第1項第1号及び附則第4項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる警察官について、同号に定める定員に同表の右欄に定める員数を加えて置くことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">警部</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">1人</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	警部	1人	略	
警視	1人								
略									
警部	1人								
略									

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第32号

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

改 正 後		改 正 前	
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(33) 略</p> <p>(34) 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施 次の表の左欄に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>		<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(33) 略</p> <p>(34) 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施 次の表の左欄に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>	
区分	金額	区分	金額
1 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験		1 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験	
(1) 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,600円</u>	(1) 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,850円</u>
(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,900円</u>	(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>2,000円</u>
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合		(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下「技能試験」とい	1件につき <u>7,700円</u>	ア 道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下「技能試験」とい	1件につき <u>8,650円</u>

う。)を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。		う。)を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	
イ ア以外のとき。	1件につき <u>4,600円</u>	イ ア以外のとき。	1件につき <u>4,950円</u>
2 普通自動車免許に係る試験		2 普通自動車免許に係る試験	
(1) 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,800円</u>	(1) 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>2,100円</u>
(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,900円</u>	(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>2,050円</u>
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合		(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>3,050円</u>	ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>3,400円</u>
イ ア以外のとき。	1件につき <u>2,200円</u>	イ ア以外のとき。	1件につき <u>2,400円</u>
3 特定第1種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引 ^{けん} 免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第2種免許若しくは牽引 ^{けん} 第2種免許に係る試験		3 特定第1種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引 ^{けん} 免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第2種免許若しくは牽引 ^{けん} 第2種免許に係る試験	
(1) 道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,750円</u>	(1) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>2,000円</u>

<p>(2) <u>道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</u></p>	<p>1件につき1,900円</p>		
<p>(3) <u>道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</u></p>		<p>(2) <u>道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</u></p>	
<p>ア 略</p>	<p>略</p>	<p>ア 略</p>	<p>略</p>
<p>イ ア以外のと き。</p>	<p>1件につき3,050円</p>	<p>イ ア以外のと き。</p>	<p>1件につき2,950円</p>
<p>4 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験</p>		<p>4 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験</p>	
<p>(1) <u>道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合</u></p>	<p>1件につき1,900円</p>	<p>(1) <u>道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合</u></p>	<p>1件につき2,050円</p>
<p>(2) <u>道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</u></p>	<p>1件につき1,500円</p>	<p>(2) <u>道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</u></p>	<p>1件につき1,650円</p>
<p>5 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る試験</p>		<p>5 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る試験</p>	
<p>(1) <u>道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</u></p>	<p>1件につき1,750円</p>	<p>(1) <u>道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合</u></p>	<p>1件につき2,000円</p>
<p>(2) <u>道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</u></p>	<p>1件につき1,900円</p>		
<p>(3) <u>道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</u></p>		<p>(2) <u>道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</u></p>	
<p>ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使</p>	<p>1件につき7,650円</p>	<p>ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使</p>	<p>1件につき7,700円</p>

用して受けるとき。	
イ ア以外のとき。	1件につき <u>4,600円</u>
6 仮運転免許に係る試験	
(1) 道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,700円</u>
(2) 道路交通法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,550円</u>
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>4,550円</u>
イ ア以外のとき。	1件につき <u>3,000円</u>

用して受けるとき。	
イ ア以外のとき。	1件につき <u>4,500円</u>
6 仮運転免許に係る試験	
(1) 道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>2,000円</u>
(2) 道路交通法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,650円</u>
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>4,750円</u>
イ ア以外のとき。	1件につき <u>3,100円</u>

(34の2) 道路交通法第89条第2項の規定に基づく検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対するもの

(ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき 1件につき6,950円

(イ) (ア)以外のとき 1件につき3,850円

イ 普通自動車仮運転免許を受けている者に対するもの

(ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき 1件につき4,900円

(イ) (ア)以外のとき 1件につき4,050円

(35) 道路交通法第91条の規定に基づく運転することができる自動車等の種類の限定の解除のための審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 公安委員会が提供する自動車を使用して受け

(34の2) 道路交通法第89条第2項の規定に基づく検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対するもの

(ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき 1件につき7,650円

(イ) (ア)以外のとき 1件につき3,950円

イ 普通自動車仮運転免許を受けている者に対するもの

(ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき 1件につき5,300円

(イ) (ア)以外のとき 1件につき4,300円

(35) 道路交通法第91条の規定に基づく運転することができる自動車等の種類の限定の解除のための審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 公安委員会が提供する自動車を使用して受け

る場合 1件につき3,100円
 イ ア以外の場合 1件につき1,550円
 (36) 道路交通法第92条第1項の規定に基づく運転免許証の交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額
 ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件につき2,050円 (道路交通法第92条第1項後段の規定により1の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載して当該他の種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、2,050円に当該他の種類の免許ごとに200円を加算した額)
 イ 仮運転免許に係る免許証 1件につき1,100円

(37) 道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額
 ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件につき3,600円
 イ 仮運転免許に係る免許証 1件につき1,100円
 (37の2)～(38) 略
 (39) 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 ア 大型自動車免許又は中型自動車免許に係るもの 1件につき23,500円 (次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1 略	略
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	<u>7,000円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>14,100円</u>
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査	<u>2,100円</u>

る場合 1件につき3,350円
 イ ア以外の場合 1件につき1,700円
 (36) 道路交通法第92条第1項の規定に基づく運転免許証の交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額
 ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件につき2,100円 (道路交通法第92条第1項後段の規定により1の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載して当該他の種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、2,100円に当該他の種類の免許ごとに200円を加算した額)
 イ 仮運転免許に係る免許証 1件につき1,200円

(37) 道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額
 ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件につき3,650円
 イ 仮運転免許に係る免許証 1件につき1,200円
 (37の2)～(38) 略
 (39) 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 ア 大型自動車免許又は中型自動車免許に係るもの 1件につき24,700円 (次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1 略	略
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	<u>7,050円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>14,950円</u>
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査	<u>2,150円</u>

を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	
5 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	<u>2,100円</u>
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>4,550円</u>
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	<u>2,250円</u>
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	<u>1,850円</u>

を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	
5 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	<u>2,150円</u>
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>4,600円</u>
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	<u>2,200円</u>
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	<u>2,200円</u>

イ 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき 14,500円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>1,300円</u>
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>2,200円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>4,550円</u>
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除	<u>2,100円</u>

イ 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき 14,100円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>1,350円</u>
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>2,250円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>4,650円</u>
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除	<u>2,150円</u>

く。)	
5 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	<u>2,100円</u>
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>4,550円</u>
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	<u>2,250円</u>
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	<u>2,450円</u>

く。)	
5 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	<u>2,150円</u>
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>4,600円</u>
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	<u>2,050円</u>
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	<u>2,000円</u>

ウ 普通自動車免許に係るもの 1件につき 19,650円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

ウ 普通自動車免許に係るもの 1件につき 20,500円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>3,750円</u>
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>6,400円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>11,050円</u>
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	<u>1,850円</u>
5 自動車教習所に関	<u>1,850円</u>

区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>3,950円</u>
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>6,750円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>11,650円</u>
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	<u>1,900円</u>
5 自動車教習所に関	<u>1,900円</u>

する法令についての知識の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>3,900円</u>
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	<u>2,000円</u>
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	<u>1,950円</u>

する法令についての知識の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>4,100円</u>
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	<u>1,950円</u>
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	<u>2,000円</u>

エ 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき21,850円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

エ 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき22,450円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>4,450円</u>
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>7,800円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>15,300円</u>
4 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	<u>3,150円</u>
5 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定	<u>2,700円</u>

区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>4,600円</u>
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>7,950円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>15,800円</u>
4 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	<u>3,200円</u>
5 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定	<u>2,750円</u>

する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識の審査を免除される者

する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識の審査を免除される者

(40) 略

(40) 略

(41) 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(41) 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 大型自動車免許又は中型自動車免許に係るもの 1件につき15,000円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

ア 大型自動車免許又は中型自動車免許に係るもの 1件につき15,650円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>4,150円</u>
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>1,450円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>8,600円</u>
4 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者	<u>1,350円</u>
5及び6 略	略
7 5の項及び6の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>3,000円</u>
8 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者	<u>1,350円</u>

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>4,450円</u>
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>1,300円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>9,200円</u>
4 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者	<u>1,250円</u>
5及び6 略	略
7 5の項及び6の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>3,050円</u>
8 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者	<u>1,400円</u>

イ 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき
9,450円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	1,300円
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	1,500円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	3,850円
4 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者	1,150円
5～8 略	略

ウ 普通自動車免許に係るもの 1件につき
11,800円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	3,750円
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	1,400円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	6,100円
4 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者	1,300円

イ 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき
9,500円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	1,350円
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	1,300円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	3,750円
4 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者	1,250円
5～8 略	略

ウ 普通自動車免許に係るもの 1件につき
12,150円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	4,100円
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	1,350円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	6,350円
4 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者	1,250円

5 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識の審査を免除される者（7の項に掲げる者を除く。）	<u>1,200円</u>
6 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（7の項に掲げる者を除く。）	<u>1,200円</u>
7 5の項及び6の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>2,500円</u>
8 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者	<u>1,150円</u>

5 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識の審査を免除される者（7の項に掲げる者を除く。）	<u>1,250円</u>
6 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（7の項に掲げる者を除く。）	<u>1,250円</u>
7 5の項及び6の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>2,600円</u>
8 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者	<u>1,200円</u>

エ 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき12,850円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

エ 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき13,300円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>4,450円</u>
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>1,900円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>9,400円</u>
4 道路運送法第2条第3項に規定する旅	<u>2,700円</u>

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>4,800円</u>
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>2,000円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>9,750円</u>
4 道路運送法第2条第3項に規定する旅	<u>2,750円</u>

客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識の審査を免除される者

(42) 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく再試験の実施 次の表の左欄に掲げる再試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 普通自動車免許に係る再試験	
(1) 道路交通法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>2,800円</u>
(2) (1)以外のとき。	1件につき <u>1,950円</u>
2 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	
(1) 道路交通法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>3,250円</u>
(2) (1)以外のとき。	1件につき <u>1,700円</u>
3 原動機付自転車免許に係る再試験	1件につき <u>1,000円</u>

(43) 道路交通法第101条第1項又は第101条の2第

客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識の審査を免除される者

(42) 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく再試験の実施 次の表の左欄に掲げる再試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 普通自動車免許に係る再試験	
(1) 道路交通法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>3,050円</u>
(2) (1)以外のとき。	1件につき <u>2,050円</u>
2 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	
(1) 道路交通法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>3,550円</u>
(2) (1)以外のとき。	1件につき <u>1,900円</u>
3 原動機付自転車免許に係る再試験	1件につき <u>1,150円</u>

(43) 道路交通法第101条第1項又は第101条の2第

- 1 項の規定に基づく免許証の有効期間の更新 1 件につき2,500円
- (43の2) 道路交通法第101条の2の2第1項の規定に基づく免許証の更新の申請の経由事務 1 件につき550円
- (43の3) 略
- (43の4) 道路交通法第104条の4第6項の規定により交付された運転経歴証明書の再交付 1 件につき1,000円
- (44) 道路交通法第107条の7第1項の規定に基づく国外運転免許証の交付 1 件につき2,400円
- (45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実施 次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 略	略
2 道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる講習	1時間につき <u>2,450円</u>
3 道路交通法第108条の2第1項第3号に掲げる講習	1時間につき <u>2,200円</u>
4 略	略
5 道路交通法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	
(1) 大型自動二輪車免許に係るもの	1時間につき <u>4,150円</u>
(2) 普通自動二輪車免許に係るもの	1時間につき <u>4,050円</u>
6 道路交通法第108条の2第1項第6号に掲げる講習	1時間につき <u>1,400円</u>
7 略	略
8 道路交通法第108条の2第1項第8号に掲げる講習	1時間につき <u>1,250円</u>
9 道路交通法第108条の2第1項第9号に掲げる講習	1時間につき <u>650円</u>
10 道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	
(1) 普通自動車免許に係るもの	1時間につき <u>2,100円</u>

- 1 項の規定に基づく免許証の有効期間の更新 1 件につき2,550円
- (43の2) 道路交通法第101条の2の2第1項の規定に基づく免許証の更新の申請の経由事務 1 件につき600円
- (43の3) 略
- (44) 道路交通法第107条の7第1項の規定に基づく国外運転免許証の交付 1 件につき2,650円
- (45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実施 次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 略	略
2 道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる講習	1時間につき <u>2,600円</u>
3 道路交通法第108条の2第1項第3号に掲げる講習	1時間につき <u>2,300円</u>
4 略	略
5 道路交通法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	
(1) 大型自動二輪車免許に係るもの	1時間につき <u>4,200円</u>
(2) 普通自動二輪車免許に係るもの	1時間につき <u>4,100円</u>
6 道路交通法第108条の2第1項第6号に掲げる講習	1時間につき <u>1,350円</u>
7 略	略
8 道路交通法第108条の2第1項第8号に掲げる講習	1時間につき <u>1,200円</u>
9 道路交通法第108条の2第1項第9号に掲げる講習	1時間につき <u>750円</u>
10 道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	
(1) 普通自動車免許に係るもの	1時間につき <u>2,150円</u>

(2) 大型自動二輪車免許に係るもの	1時間につき <u>2,750円</u>	(2) 大型自動二輪車免許に係るもの	1時間につき <u>2,800円</u>
(3) 普通自動二輪車免許に係るもの	1時間につき <u>2,600円</u>	(3) 普通自動二輪車免許に係るもの	1時間につき <u>2,700円</u>
(4) 原動機付自転車免許に係るもの	1時間につき <u>2,450円</u>	(4) 原動機付自転車免許に係るもの	1時間につき <u>2,550円</u>
11 道路交通法第108条の2第1項第11号に掲げる講習		11 道路交通法第108条の2第1項第11号に掲げる講習	
(1) 道路交通法第92条の2第1項の表の備考一の2に規定する優良運転者に対するもの	1件につき <u>600円</u>	(1) 道路交通法第92条の2第1項の表の備考一の2に規定する優良運転者に対するもの	1件につき <u>700円</u>
(2) 道路交通法第92条の2第1項の表の備考一の3に規定する一般運転者に対するもの	1件につき <u>950円</u>	(2) 道路交通法第92条の2第1項の表の備考一の3に規定する一般運転者に対するもの	1件につき <u>1,050円</u>
(3) 道路交通法第92条の2第1項の表の備考一の4に規定する違反運転者等に対するもの		(3) 道路交通法第92条の2第1項の表の備考一の4に規定する違反運転者等に対するもの	
ア <u>道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第43条第1項の表の国家公安委員会規則で定める同令第33条の7第2項の基準に該当しない者に対するもの</u>	1件につき <u>950円</u>	ア <u>国家公安委員会規則で定める道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第33条の7第2項の基準に該当しない者に対するもの</u>	1件につき <u>1,050円</u>
イ ア以外のもの	1件につき <u>1,500円</u>	イ ア以外のもの	1件につき <u>1,700円</u>
12及び13 略	略	12及び13 略	略
14 道路交通法第108条の2第1項第13号に掲げる講習		14 道路交通法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	
(1) 道路交通法施行令第43条第1項の表の国家公安委員会規則で定めるもの	1件につき <u>9,200円</u>	(1) 道路交通法施行令第43条第1項の表の国家公安委員会規則で定めるもの	1件につき <u>9,400円</u>
(2) (1)以外のもの	1件につき <u>13,350円</u>	(2) (1)以外のもの	1件につき <u>13,400円</u>

の 15 略	略	の 15 略	略
(46)～(70) 略		(46)～(70) 略	
2 略		2 略	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。